

(案)

番 号
年 月 日

文部科学大臣 あて

原子力委員会委員長

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）の原子炉の設置変更許可（JMT R（材料試験炉）原子炉施設の変更）について
（答申）

平成 2 0 年 1 1 月 1 9 日付け 20 諸文科科第 2057 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 6 条第 4 項において準用する同法第 2 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

(別紙)

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)の原子炉の設置変更許可(JMTR(材料試験炉)原子炉施設の変更)について(答申)

本件申請に係る変更は、JMTR原子炉施設について、使用済燃料の処分の方法の変更及びその他用語の統一などによる記載の適正化を行うものである。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第24条第1項第1号(平和利用)

本件申請に係る変更は、使用の目的を変更するものではなく、当該施設の使用済燃料の処分の方法について、我が国が原子力の平和利用に関する協力協定を締結している米国に引き渡すと変更するものである。

したがって、当該施設が平和利用の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号(計画的遂行)

本件申請に係る変更は、1.に示したとおり、原子力政策大綱における、「試験研究炉の使用済燃料の取扱については、個別の状況を踏まえつつ、その取扱を、合理性を考慮しつつ検討すべきである。」とする方針に沿ったものである。

したがって、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)

本件申請に係る変更は、使用済燃料の処分の方法の変更であり、施設・設備の変更はないことから、工事を伴わないため、資金を必要としない

このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎への影響はないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。